事業再評価調書

事業冉評恤調書			
	美種別] 美名【再評価理由】	[港湾公害防止対策事業] 大阪港内公害防止対策事業	【①所管省庁の基準により事業再評価が 必要なもの4回目】
担	当	大阪港湾局 計画整備部 工務課	(電話番号:06-6615-7800)
1	大阪港において、有機汚泥やダイオキシン類対策特別措置法(以下、「特措法」という。)づく環境基準(150pg-TEQ/g)を超過したダイオキシン類を含む底質について、除去等の浄化なを行うことで、水環境の改善を図り、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準成することを目的としている。		キシン類を含む底質について、除去等の浄化対策 を保護する上で維持されることが望ましい基準を達 等の究明を行ったが、原因者の特定には至らなかっ 実施している。 除去基準 (10mg/kg) を超過するPCBが確認されたた
2 事業内容		 ・平成13年度~平成14年度 有機汚泥対策 約4万m3 ・平成15年度~令和11年度 底質ダイオキシン類対策 (環境基準を超過したダイオキシン類を含む底質対策) 【汚染量】約93万m3 (低濃度:約88万m3、中濃度:約4万m3、高濃度:約0.5万m3) 【汚染面積】約56万m2 (正蓮寺川、三十間堀川、尻無川、大正内港(福町堀)、木津川、木津川、木津川運河及び河口付近、旧住吉川の計7区域) 	
3	事業の概況 ※[]内は前回評価時	事業開始平成13年事業完了予定令和11年[平成41年]全体事業費147億円[147億円]既投資額22.0億円[13.7億円]変更点: -	進捗率 事業費ベース 15.0%[9.4%] 工事進捗率(数量ベース) ・有機汚泥:100%[100%] ・底質ダイオキシン類:3.8%[2.5%] (うち中・高濃度:24.4%[18.9%])
視点毎の評価	4 事業の必要性の評 価 A~C	平成15年度より人の健康を保護する上で維持することが望ましいとされる環境基準を超過した底質ダイオキシン類の除去等の対策を実施し、住民への被害を防止するため、法に規定する地方公共団体の責務として取り組んでいる。現在、対策については、本市の優先課題である南海トラフ地震対策の堤防耐震化工事と合わせて実施し効率的に進めているが、令和4年度末には概ね完了する見込みである。このため、今後、効果的な事業推進を図るよう、これまで以上に事業費を確保し、ダイオキシン濃度の高い箇所について対策を実施しながら、令和11年度の事業完了を目指す必要があると考えている。 【費用便益分析結果】 費用便益分析結果】	
	5 事業の実現見通し の評価 B	対策については、現在、市の優先課題である堤防耐震化工事(南海トラフ地震対策) と合わせて実施し効率的に進めているが、令和4年度末には概ね対策が完了する見込みであることから、令和5年度以降はダイオキシン濃度の高い箇所について、重点的に対策を実施する。	
	6 事業の優先度の視 点の評価 B	[重点化の考え方] 周運営方針では、重点的に取り組む主な経営課題として、「港の国際競争力の強化」・「災害に強く、安全で使いやすい港の実現」・「臨海地域の活性化」の3つを掲げており、本事業の重点化の位置付けはない。ただし、令和3年3月に策定された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画(大阪府・大阪市)」において、本事業は「河川及び海域の水質改善のための対策」及び「プラスチックごみの河川や海域への流域削減に向けた対策」の1つとして、それぞれ位置付けられていることから、目標達成に向けて事業を推進していく。 [事業が遅れることによる影響] 港湾区域内の底質は特措法に基づく環境基準を超過している箇所もあるが、水質については毎年のモニタリング調査により基準超過していないことを確認している。しかし、事業が遅れることで底質からの溶出等による環境への影響も懸念されるため、早期の対策が必要である。	
7 特記事項		平成28年度の事業再評価における対応方針は「事業継続(C)」であり、現在、その方針に沿って、堤防耐震化工事に伴う箇所の底質除去を進めている。	
8 対応方針(案)		事業継続(B)	
(理由)		本事業の実施により特措法に基づく環境基準を達成し、環境への影響を防止することから、継続して実施する必要がある。 このため、今後は濃度の高い底質除去等を優先的に行い、効果的な事業推進を 図るよう「予算の範囲内で着実に継続実施するもの(B)」と評価する。	
9 取組方針(案)		濃度の高い箇所を優先的に除去する等、効	ため限定的な事業実施としていたが、今後は 果的な対策を実施しながら令和11年度の完了 、財源確保が厳しくなることから、国や他の けた取り組みも進める。